

教育・保育施設等利用調整基準表

児童名	調整月	参考	点数(父)	点数(母)	世帯状況	合計
生年月日						

保育を必要とする事由		点数	父	母	
1 就労	居宅外就労 自営業(事業主) 会社員等	週40時間以上の就労	10		
		週35時間以上の就労	9		
		週30時間以上の就労	8		
		週25時間以上の就労	7		
		週20時間以上の就労	6		
		週16時間以上の就労	5		
		週16時間未満の就労	3		
		採用予定又は自営業開始予定	-1		
	自営業協力者	週40時間以上の就労	9		
		週35時間以上の就労	8		
		週30時間以上の就労	7		
		週25時間以上の就労	6		
		週20時間以上の就労	5		
		週16時間以上の就労	4		
		週16時間未満の就労	3		
		採用予定	-1		
居宅内就労	週40時間以上の就労	7			
	週30時間以上の就労	6			
	週20時間以上の就労	5			
	週16時間以上の就労	4			
開始予定	-1				
64時間(就労下限時間数)×最低賃金未満の給与	-1				
2 妊娠・出産	出産期間のみ希望	10			
3 保護者の疾病・障害	疾病等	入院(予定含む)又は、常時安静が必要で日常保育が不可能である場合(診断書提出)。	10		
		治療、通院を要し日常保育の軽減(週4～5日程度)が必要である場合(診断書提出)。	8		
		上記以外で通院を要しかつ日常保育の軽減が必要である者(診断書提出)。	6		
	障害等	身体障害者手帳1～2級、及び精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2の該当者で保育が困難な場合(診断書・障害者手帳提出)。	10		
		身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の該当者で保育が困難な場合(診断書・障害者手帳提出)。	9		
上記以外の手帳該当者で日常保育が困難な場合(診断書・障害者手帳提出)。		7			
4 親族の介護・看護	病院付添	入院付添い:1ヵ月以上にわたり入院している者の付添い(診断書提出)。	9		
		通院付添い:長期(1ヵ月以上)にわたり週3日以上通院している者の付添い(診断書提出)。	7		
	通園・通学付添	心身障害者通園通学付添い又は看護(障害者手帳及び診断書の提出):週3日以上(付添いを求める通知、在園・在学証明書等の提出必要)	7		
		心身障害者通園通学付添い又は看護(障害者手帳及び診断書の提出):週3日未満(付添いを求める通知、在園・在学証明書等の提出必要)	5		
	居宅内付添	常時病床の方、心身障害者(重度)等の常時付添(診断書提出、診断書で「全介助」を要すると診断された者)	8		
		上記以外の付添い又は介護	6		
別居している親族の付添い		-1			

保育を必要とする事由		点数	父	母
5 災害復旧	災害・風水害・火災等でその復旧にあたっている場合。	10		
6 求職	求職中(起業準備中)である場合。	3		
7 就学	大学・専門学校・職業訓練校等に週40時間以上就学している者。	10		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週30時間以上就学している者。	8		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週20時間以上就学している者。	6		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週16時間以上就学している者。	4		
	大学・専門学校・職業訓練校等に週16時間未満就学している者。	3		

世帯状況による加点		点数	加点
ひとり親世帯	母子・父子世帯(死亡、離婚、行方不明等) ※証明する書類有り	15	
	離婚調停書または通知書がある場合	12	
	上記以外の場合(諸調査のみ)	10	
世帯状況	単身赴任世帯(県内離島・県外・海外での単身赴任が対象) ※申込締切日および利用希望日以降も単身赴任中である世帯が該当。	2	
	生活保護世帯	3	
	同世帯内に障がい児(者)がいる世帯	3	
	申込児童が障がい児の場合 ※保育士の加算配置の申請をしている方	3	
	育児休業中であり復職予定がある場合(0歳児のみ)	1	
	希望する保育所等に入所できない場合には、育児休業の延長も許容できる。	-5	
	希望する施設に兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が在園している場合	1	
	転園及び認可外保育施設の利用者	1	
	一時預かり保育の利用が月に10日以上ある場合	1	
	求職(起業準備中)を除く保育を必要とする事由が2つ以上の場合。 ※保育を必要とする事由の点数が高い方に加点。上限を10点とする。	最大2	
その他緊急と認める場合。 (児童相談所、家庭児童相談員、保健師等の意見書等がある場合)		※実情に応じて優先利用とする。	

【利用調整点数が同点の場合の優先順位】	
A	基準表において災害復旧に該当するもの。
B	基準表において申込児童が障がい児の世帯に該当するもの。
C	基準表においてひとり親世帯に該当するもの。
D	基準表において保護者の疾病・障がい世帯に該当するもの。
E	基準表において保護者が共に居宅外就労に該当するもの。
F	基準表において妊娠・出産に該当するもの。
G	基準表において保護者の片方が居宅外就労、片方が居宅内就労に該当するもの。
H	基準表において親族の介護・看護に該当するもの。
I	基準表において就学に該当するもの。
J	基準表において保護者が共に居宅内就労に該当するもの。
K	基準表において求職(起業準備)に該当するもの。
A～Kの結果、同位の場合の優先順位は以下の通りとする。	
L	① 就学前児童数が多いほう。
	② 保護者の週の合計就労時間が長いほう。 ※但し、週の就労時間数は法定労働時間数を上限とする。
	③ 保育料等の未納額が少ないほう。
	④ 経済的状況(市区町村民税額の低い世帯)
以上でもなお同位の場合は、実態調査のうえで判断します。	

【利用調整点数の付け方について】	
1	父母(保護者)それぞれの保育を必要とする事由による点数を合算します。
2	保護者の保育を必要とする事由(点数)に、世帯状況による点数を加点し、利用調整点数を確定します。
3	就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、就労実績も含めて判断します。
4	就労時間については、休憩時間・通退勤時間・残業等は含まれません。